

# 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の概要

## ■ 条例の目的（第1条）

この条例は、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的とする。

## ■ 条例の全体構成

第1章 総則（目的、定義、県の責務、市町の責務、県民の責務、事業者の責務）（第1条～第6条）

第2章 緑豊かな環境形成地域（緑豊かな環境形成地域の指定、地域環境形成基本方針の決定）

### ● 緑豊かな環境形成地域（第7条）

- ① 知事は、市町長と協議して、次のいずれにも該当する地域を、緑豊かな環境形成地域に指定することができる。
  - ・ 複数の市町にわたる広域的な土地利用計画が必要な地域
  - ・ 地域の特徴を表す自然的環境を中心とした地域整備の推進が必要な地域
  - ・ 今後、住宅、工場レクリエーション施設等の新たな整備が確実に見込まれる地域
- ② 市町長は、緑豊かな環境形成地域の指定を要請することができる。
- ③ 緑豊かな環境形成地域を指定する場合は、審議会の意見を聴くものとする。

### ● 地域環境形成基本方針（第8条）

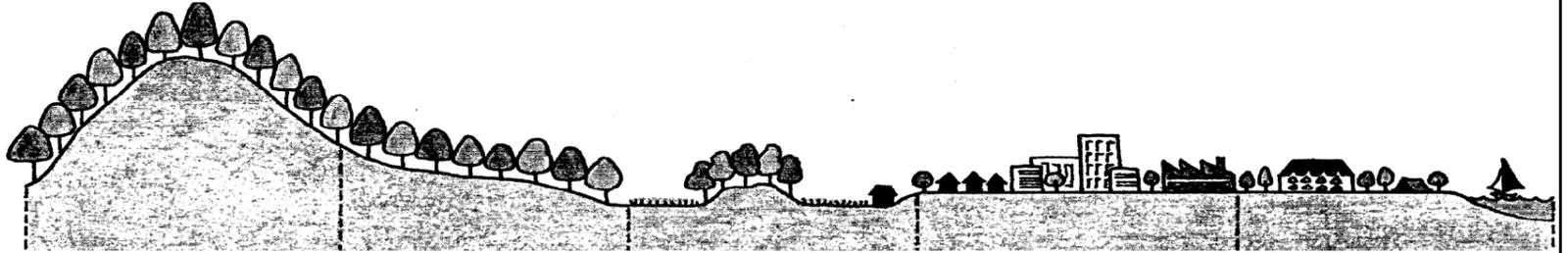
関係市町長と協議するとともに、審議会の意見を聴いて定める。

- ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想
- ・ 適正な土地利用に関する基本的事項
- ・ 優れた景観の形成に関する基本的事項

○ 緑豊かな環境形成地域の指定  
 ・ 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域及び市街化調整区域を除く県全域に8つの緑豊かな環境形成地域を指定

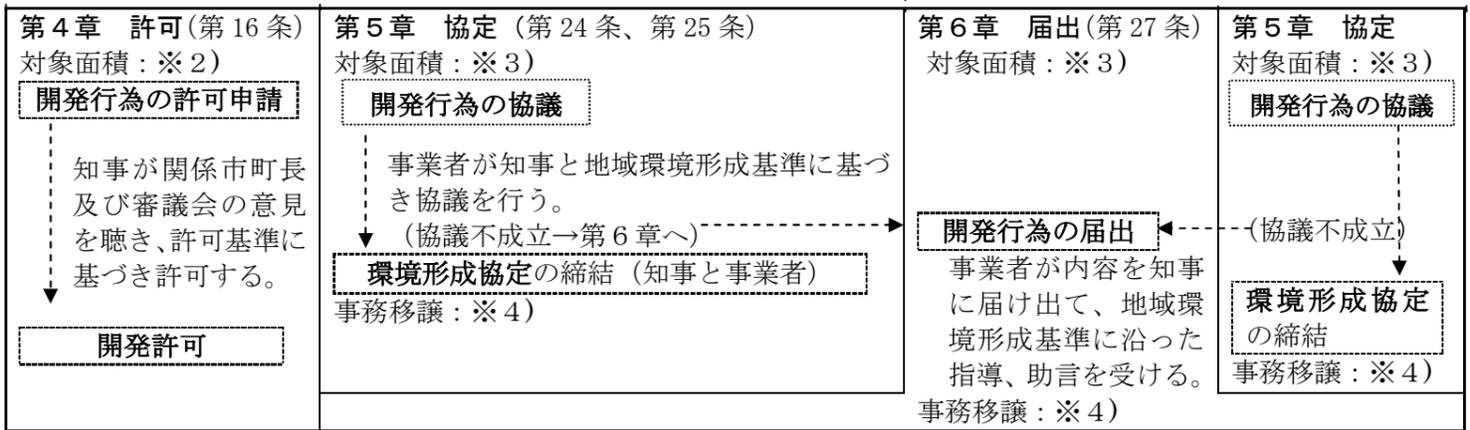
第3章 環境形成区域（区域区分、区域ごとの地域環境形成基準の設定）

知事は、市町長と協議して、環境形成区域案を作成し、公聴会の開催・案の縦覧により住民の意見を聴き、審議会の意見を聴いて指定する。



区域区分 (第9条)	第1号区域 (森を守る区域) ※1) 森林の保全	第2号区域 (森を生かす区域) ※1) 森林環境	第3号区域 (さとの区域) ※1) 田園環境	第4号区域 (まちの区域) 市街地環境	第2項区域 (花と緑の交流区域) ※1)
区域指定の考え方 ※1)	山裾から山頂との標高差の1/3の高さよりも上部	第1号区域以外の現況森林の区域	農業振興地域の指定のある区域	既成市街地及び今後市街化が想定される区域	レクリエーション、教養文化等の多様な活動を進める区域
開発誘導の基準	許可基準 (第17条)	地域環境形成基準 (第15条)			

※1)環境形成地域によって異なるが、ここでは、代表的なものを記載



※2) 500 m<sup>2</sup>以上 ※3) 1,000 m<sup>2</sup>以上(丹波地域は500 m<sup>2</sup>以上) ※4) 3,000 m<sup>2</sup>未満は事務処理の権限を市町に移譲している

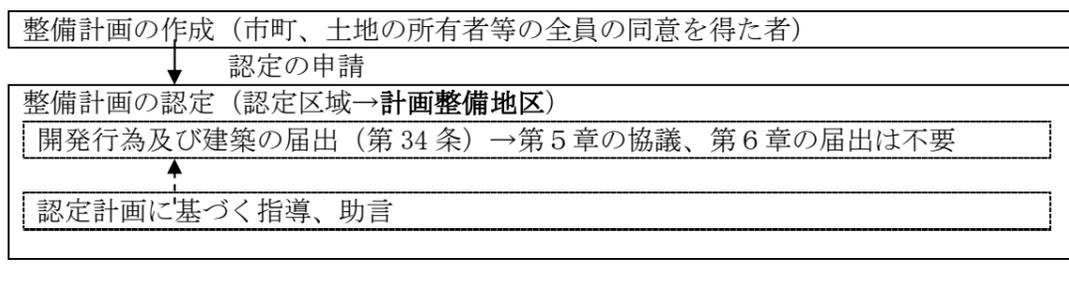
### ● 許可基準（第17条）

### ● 地域環境形成基準

- ・ 保全すべき森林・緑地の面積
  - ・ 森林・緑地の配置の方法
  - ・ 優れた景観の構成要素の保全の方法
  - ・ 自然的環境と調和する建築物等の整備の方法
- 等

### 第7章 計画整備地区（第31条～）

より質の高い地域環境づくりを推進する区域について、市町又は土地所有者等の全員の同意を得た者が当該区域に係る整備計画を作成し、知事に認定を求めることができる。



第8章 雑則（支援、監督処分、立入検査、条例の適用除外等）

第9章 罰則（第4章の許可関係、第6章の届出関係）

附 則（施行期日、淡路条例の廃止、経過措置、関係条例の改正）